石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務

企画提案評価基準書

石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務における契約先候補者を選定するための企画提案評価基準については、次のとおりとする。

１　プレゼンテーション審査の評価方法

（１）審査委員会の設置

企画提案書等及びプレゼンテーションの評価を行うため、石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

ア　審査委員会は企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を評価し、順位を決定するものとする。

イ　審査委員は本評価基準書に基づいて評価を行うものとする。

ウ　審査委員会は非公開とし、結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

（２）評価項目

ア　募集要領及び仕様書に定義された要求要件を満たしているか否かを審査する。

イ　「石川県議会ペーパーレス会議システムサービス業務企画提案評価項目一覧表」（以下「評価項目一覧表」という。） に記載された項目に基づき、提案内容を審査する。

ウ　費用積算書の金額が著しく低額であると認められる場合は、別途、当該企画提案の参加者に対し、見積額の算定方法等について、説明及び提出資料を求めた上で審査する。

エ　提案内容は文書による意思表示にとどまらず、プレゼンテーションでの説明や質疑に対する回答も含めて審査する。

オ　根拠、実現方式等が明瞭に記載されているかについて審査する。

（３）採点基準

評価項目一覧表の各項目について、以下のとおり採点する。

　【大項目１～５】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 採点区分 | 評価 | 配点割合 |
| 優れている | ５ | 100％ |
| やや優れている | ４ | 75％ |
| 普通 | ３ | 50％ |
| やや劣っている | ２ | 25％ |
| 劣っている | １ | 0％ |

（４）評価方法

ア　募集要領に定義された要求要件を満たしていない者、また、仕様書に定義された機能要件のうち、一つでも満たしていない項目がある場合は「不合格」とする。 また、仕様書の要求要件に対して 代替案が示されている場合、当該代替案が求める機能を全く満たしていないと評価委員が判断した場合は「不合格」とする。

イ　「不合格」ではない者について 、各評価委員が評価項目一覧表の各項目に対して５段階の評価を行う 。

ウ　評価項目一覧表にある各項目の配点に、評価に応じた配点割合を乗じ、得た値を、その項目の得点とする。

エ　消費税を含めた積算額が県の予算額を超過した場合は「不合格」とする。

２　選定方法

（１）上記「２（４）評価方法」で算出した各評価委員の合計得点を総合計し、最も得点の高い者を契約先候補者として選定する。

（２）上記（１）の規定にかかわらず、各審査委員の合計得点の平均が120点（60％） 未満の事業者は選定しないものとする。